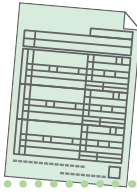


NEW 本籍が練馬区でない方も 戸籍証明書を取得できます



これまで本籍地で取得していた戸籍証明書などが、区の窓口で取得できます。詳しくは、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。▶**受付時間**:平日午前8時30分～午後4時30分▶**場所**:区民事務所(練馬・石神井を除く)、戸籍住民課戸籍第一係(区役所本庁舎2階)、戸籍第二係(石神井庁舎2階)▶**問合せ**:戸籍調整担当係☎5984-1645



3/16(土)～19(火) 美術館・貫井図書館改築等 基本設計概要パネル展

美術館・貫井図書館の改築に関する基本設計の概要を、平面図や立体図などで紹介します。▶**日時**:3月16日(土)～19日(火)午前10時～午後6時(16日は午後1時から。18日(月)は休館)▶**場所**:練馬区立美術館▶**問合せ**:美術館再整備担当係☎5984-4723



バイク・軽自動車・自動車などの 廃車手続きはお早めに

4月1日現在、バイクや軽自動車、自動車などを所有している方に、1年分の軽自動車税種別割や自動車税種別割が課税されます。他人に譲ったり、廃棄したりした方は、4月1日(月)までに廃車手続きをしてください。原動機付自転車・小型特殊自動車に限り、郵送で手続きができます(4月1日(必着))。詳しくは、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



車両区分	窓口(開設時間はお問い合わせください)
●原動機付自転車 (125cc以下のバイク、電動キックボード、ミニカー)	税務課税証明・軽自動車税担当 (区役所本庁舎4階)☎5984-4536
●小型特殊自動車	石神井区民事務所 (石神井庁舎1階)☎3995-1103
●二輪の軽自動車 ●二輪の小型自動車 ●自動車	東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所 (北町2-8-6)☎050-5540-2032
●軽自動車(三輪以上) ●被けん引車 (ボートトレーラーなど)	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 (板橋区新河岸1-12-24)☎050-3816-3101

やさしいまちづくり支援事業

まちを笑顔にする 地域のアイデアに費用を助成

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う団体に、活動費の助成や支援を行っています。初めて応募する団体は、必ず事前に相談してください。▶**申込**:区ホームページや福祉部管理課にある手引きをご覧ください。4月1日(月)～19日(金)に福祉部管理課ひと・まちづくり推進係へ ※事前相談は4月17日(水)まで。

部門	対象	助成上限額	選考方法
はじめての一步助成	福祉のまちづくり活動を始めるための準備段階に当たる活動	5万円	プレゼンテーション(企画提案)
やさしいまちづくり活動助成	地域福祉や福祉のまちづくりの課題を解決するための活動	10万円	

相談先・問合せ 福祉部管理課ひと・まちづくり推進係
(区役所西庁舎3階)☎5984-1296



区ホームページで令和5年度の助成団体を紹介!

医療費・介護サービス費 自己負担限度額を超えた額を支給します

同一世帯(※)で医療費と介護サービス費の両方で自己負担があった場合、世帯の所得により自己負担の限度額が決められています。年間(8月～翌年7月分)で限度額を超えた場合は、超えた額が支給されます。加入している医療保険に申請してください。※令和5年7月31日現在、同じ医療保険に加入している方を指します。

対象

4年8月1日～5年7月31日に医療保険と介護保険の両方で自己負担のあった世帯

加入している保険により申請手続きが異なります

<対象期間を通して同じ保険に加入していた世帯>

①国民健康保険	3月中に区から申請書を送付します
②後期高齢者医療制度	3月中に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します
③社会保険・共済組合・国民健康保険組合	5年7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください

<対象期間内に加入していた医療保険が変わった世帯>

5年7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください。

支給額の計算式

$$\text{医療保険と介護保険の自己負担の合計額} - \text{高額療養費や高額介護サービス費など} - \text{対象世帯の負担限度額(右表参照)} = \text{支給額}$$

※保険適用外の診療やサービス(差額ベッド・食事代など)は除きます。
※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に支払った医療費が2万1000円未満のものは除きます。
※支給額が500円以下の場合、支給対象外です。

世帯の負担限度額

70歳未満の方

5年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年間)
901万円超(※)	212万円
600万円超～901万円以下(※)	141万円
210万円超～600万円以下(※)	67万円
210万円以下(※)	60万円
世帯全員が住民税非課税	34万円

※国民健康保険加入者全員の前年の総所得金額などから住民税基礎控除額(43万円)を差し引いた金額の合計。

70歳以上の方

5年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年間)
現役並み所得Ⅲ(690万円以上)	212万円
現役並み所得Ⅱ(380万円以上)	141万円
現役並み所得Ⅰ(145万円以上)	67万円
一般	56万円
住民税非課税Ⅱ	31万円
住民税非課税Ⅰ	19万円

・現役並み所得Ⅰ～Ⅲ…70歳以上で住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者がいる世帯
・住民税非課税Ⅱ…世帯全員が住民税非課税
・住民税非課税Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下(年金受給額80万円以下など)
・一般…上記以外の世帯

①国民健康保険	こくほ給付係☎5984-4553
②後期高齢者医療制度	後期高齢者資格係☎5984-4587
③社会保険・共済組合・国民健康保険組合	保険証に記載されている医療保険へお問い合わせください